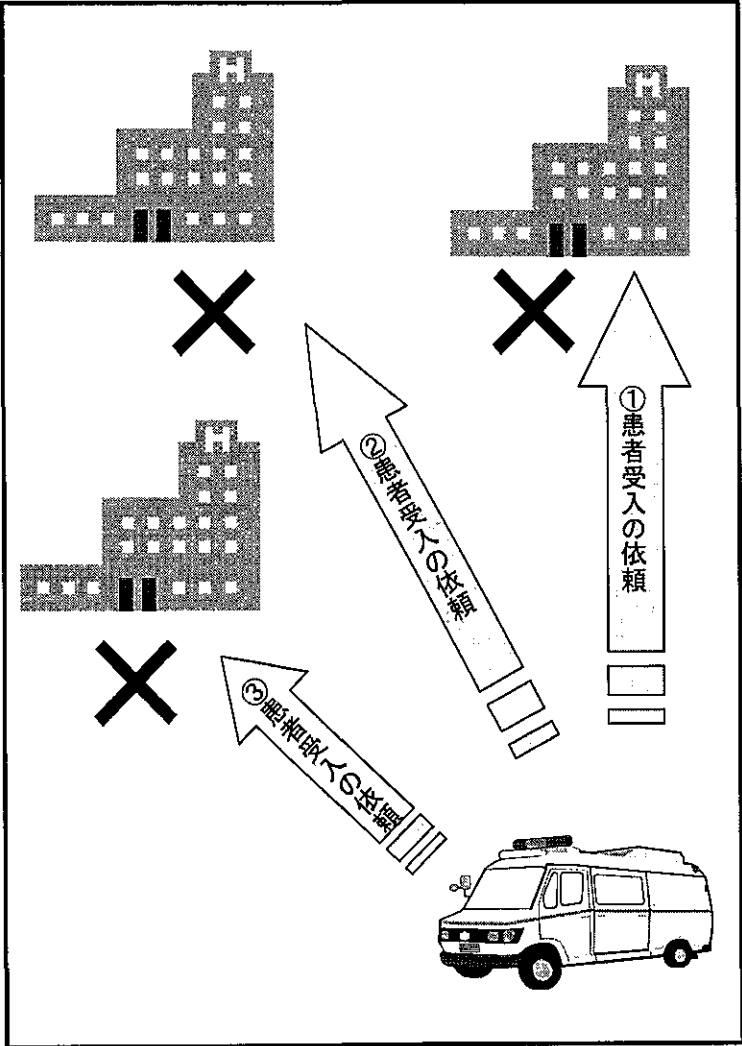


# 医師による救急搬送患者の受入医療機関の選定

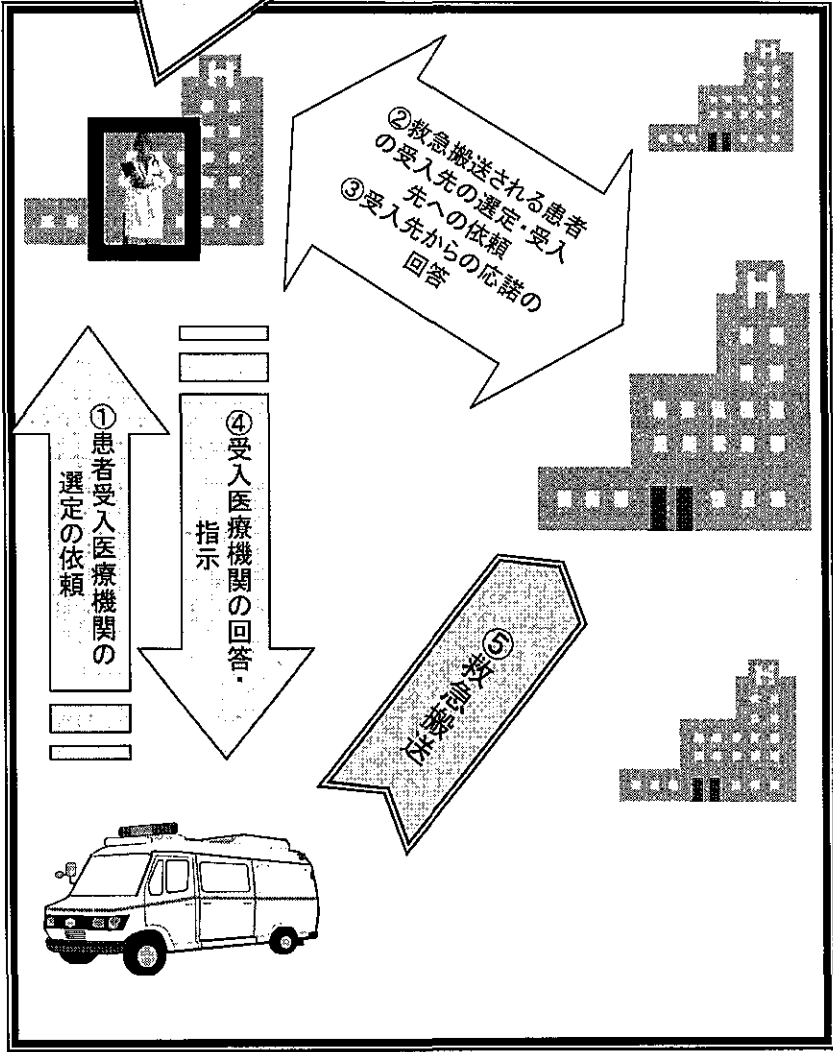
(救急患者受入コーディネータ確保事業)

### 医師の配置

(MC協議会等において選定された者で、医療機関等において、緊急時の連絡を受ける)



医師を配置し、患者の受入先が容易に見つからない場合など患者の状態等に応じて、医師による医学的な判断も踏まえた受入医療機関の選定を調整



# 救急医療情報システム充実強化事業（新規）

20年度予算案

77百万円

救急患者の受入が一層円滑に行われる体制を構築するため、既存の救急医療情報システムにおいて、医療機関による救急患者受入可否等の救急医療情報の随時更新や、隣接県・周産期医療情報システムとの相互連携などを促進するためのシステム改修に必要な経費を補助する。

（運営か所数） 44か所

（補助先） 都道府県（委託を含む）

（補助率） 1／3（負担割合：国1/3、都道府県2/3）

（積算単価） 5,250千円／1か所

（対象経費） システム改修費

（創設年度） 平成20年度

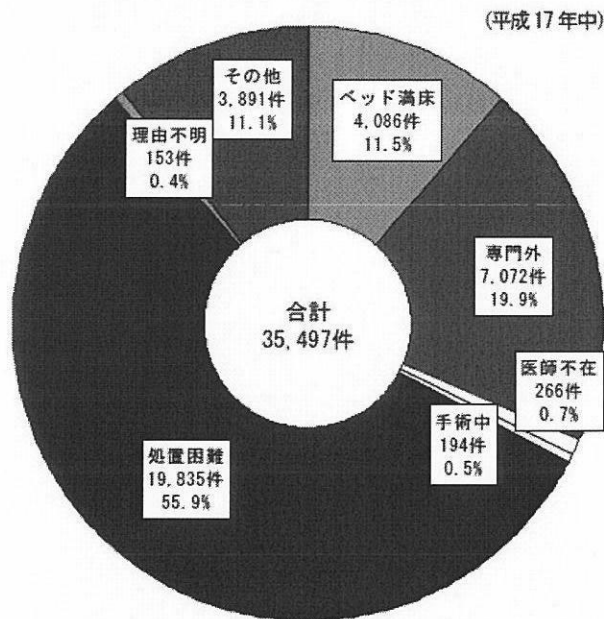
## 7 救急自動車による転送の状況

「転送」とは、傷病者を搬送した医療機関が収容不能であったため同一救急隊が引き続いて同一傷病者を他の医療機関に搬送した場合をいう。平成17年中の救急自動車による搬送人員495万5,976人について、3万5,122人(0.7%)が何らかの理由により1回以上転送されている。

1回以上転送された者3万5,122人(転送回数3万5,497回)について、転送されたつど医療機関側において収容できなかった理由を示したのが第40図である。

また転送者数の推移を見ると、平成17年中の全搬送人員のうち0.7%の傷病者が1回以上転送されているが、ここ数年その割合は横ばいである。

第40図 救急自動車による転送理由の状況



(注) 1件の事故で2名以上転送した場合は、搬送人員ごとにその転送理由を記載している。したがって、1件の事故で2名を転送した場合は、その理由が同じであっても、転送件数(理由)は2件となっている。

第41表 転送者数と全搬送人員数に占める割合の推移

区分	年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
転送者数		36,423	36,833	35,057	33,901	33,708	35,122
搬送人員数に占める 転送者数の割合(%)		0.9	0.9	0.8	0.7	0.7	0.7
対前年増減数 (増減率%)		▲253 (▲0.7)	410 (1.1)	▲1,776 (▲4.8)	▲1,156 (▲3.3)	▲193 (▲0.6)	1,414 (4.2)

(注) 各年とも1月から12月までの数値と、それに基づく割合である。

平成18年版

救急・救助の現況  
総務省消防庁